

第三回検討会議での構成員の意見と その対応について

- 第三回検討会議(書面開催)における構成員の意見等を踏まえ、基本戦略(素案)及び基本資料集の記載内容に修正を加えて、「最終とりまとめ案」を作成

— 北九州市 都市整備局 —

令和8年3月16日

3. 現状から考える今後の取組

変更前

1) 除草の時期の見直しとメリハリのある管理

③ 試験施工及びモニタリングの実施

除草の目的及び収集した既往の知見等に基づき、除草計画（仮説）を立て、雑草の種類・草刈りの時期・草丈の刈高などによる効果を検証するため、試験施工（又は実証実験）及びモニタリングによりデータを収集した上でデータ解析を行い、計画を見直していく（最適化を図る）

■ モニタリングイメージ



■ 試験施工日(モニタリング開始日)

- ▶ モニタリングは、試験施工日を起点に、1か月後、2か月後、6か月後、1年後

◆ 試験施工の候補時期の考え方

1. **発芽期**の4月～5月
 - ▶ 芽が出始める前に枯草とともに刈ると効果的
2. 成長期の6月～7月（梅雨明け頃）
 - ▶ 雑草が急激に伸びる梅雨明けに一度刈ることで、その後の生い茂る勢いを抑えることができる
3. 生育が落ち着く9月～10月
 - ▶ 雑草の成長速度が落ちる時期に刈ることで、翌年に向けた種が落ちるのを防ぐことができる
4. 枯れ始める11月～12月
 - ▶ 草のエネルギーが弱まる時期に刈ることで翌年の成長を抑制しやすくなる

18

3. 現状から考える今後の取組

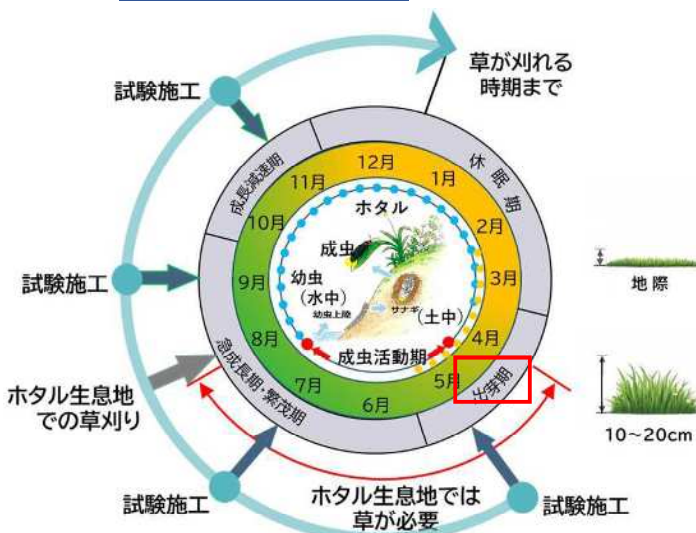
変更後

1) 除草の時期の見直しとメリハリのある管理

③ 試験施工及びモニタリングの実施

除草の目的及び収集した既往の知見等に基づき、除草計画（仮説）を立て、雑草の種類・草刈りの時期・草丈の刈高などによる効果を検証するため、試験施工（又は実証実験）及びモニタリングによりデータを収集した上でデータ解析を行い、計画を見直していく（最適化を図る）

■ モニタリングイメージ



■ 試験施工日(モニタリング開始日)

- ▶ モニタリングは、試験施工日を起点に、1か月後、2か月後、6か月後、1年後

◆ 試験施工の候補時期の考え方

1. **出芽期**の4月～5月
 - ▶ 芽が出始める前に枯草とともに刈ると効果的
2. 成長期の6月～7月（梅雨明け頃）
 - ▶ 雑草が急激に伸びる梅雨明けに一度刈ることで、その後の生い茂る勢いを抑えることができる
3. 生育が落ち着く9月～10月
 - ▶ 雑草の成長速度が落ちる時期に刈ることで、翌年に向けた種が落ちるのを防ぐことができる
4. 枯れ始める11月～12月
 - ▶ 草のエネルギーが弱まる時期に刈ることで翌年の成長を抑制しやすくなる

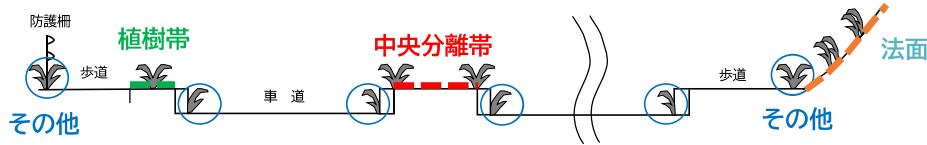
18

4. 管理水準を担保するための取組・対策

管理水準を担保するための手法 ➡ 除草+防草+(植物調節剤(調査/研究))+α(官民連携など)を効率的に組み合わせる

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
草の成長サイクル		発芽期		急成長・繁茂期			成長減速期			休眠期		発芽期
1 中央分離帯、植樹帯				1回目		2回目		3回目				
2 残地、その他				1回目								
3 法面				1回目								

※現在、検討中のものであり、実施回数や時期が決まっているものではありません。今後、様々な知見などにより変更することがあります。
 ※臨時除草については、必要に応じて実施



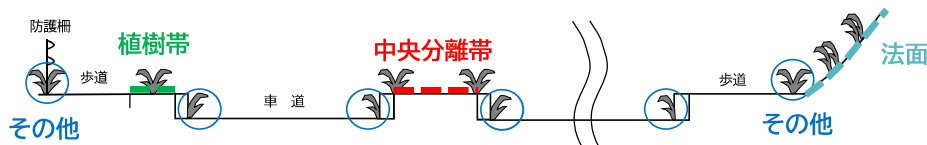
路線	場所	対策
緑化路線	中央分離帯	必要に応じて地被類など緑に配慮した防草+草刈り
	植樹帯	必要に応じて緑の保全を考慮しつつ適切な防草+草刈り
	路側、その他	草刈り
その他路線	中央分離帯	カタマSPなどで防草を推進+(植物調節剤(調査/研究))
	植樹帯	アスファルトなど現状に合わせた防草+草刈り
	法面、残地	【住宅地】草刈り+(植物調節剤(調査/研究)) 【郊外部】臨時対応
	路側、その他	草刈り

4. 管理水準を担保するための取組・対策

管理水準を担保するための手法 ➡ 除草+防草+(植物調節剤(調査/研究))+α(官民連携など)を効率的に組み合わせる

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
草の成長サイクル		出芽期		急成長・繁茂期			成長減速期			休眠期		出芽期
1 中央分離帯、植樹帯				1回目		2回目		3回目				
2 残地、その他				1回目								
3 法面				1回目								

※現在、検討中のものであり、実施回数や時期が決まっているものではありません。今後、様々な知見などにより変更することがあります。
 ※臨時除草については、必要に応じて実施



路線	場所	対策
緑化路線	中央分離帯	必要に応じて地被類など緑に配慮した防草+草刈り
	植樹帯	必要に応じて緑の保全を考慮しつつ適切な防草+草刈り
	路側、その他	草刈り
その他路線	中央分離帯	カタマSPなどで防草を推進+(植物調節剤(調査/研究))
	植樹帯	アスファルトなど現状に合わせた防草+草刈り
	法面、残地	【住宅地】草刈り+(植物調節剤(調査/研究)) 【郊外部】臨時対応
	路側、その他	草刈り

4. 管理水準を担保するための取組・対策

管理水準を担保するための手法 ➡ 除草＋防草＋河道内浚渫＋α(官民連携、新技術など) を効果的・効率的に組み合わせる

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
草の成長サイクル	発芽期	急成長・繁茂期					成長減速期			休眠期			発芽期
1 治水			1回目	2回目(状況に応じて)									
2 景観・利用			1回目				2回目						
3 生態系の保全				1回目									

※現在、検討中のものであり、実施回数や時期が決まっているものではありません。今後、様々な知見などにより変更することがあります。

優先項目	場所	対策
1 治水	河床・河道	可能な限り浚渫により対応
	法面・護岸	除草と防草を組み合わせ、可能な限り防草により対応
2 景観・利用	親水広場	生態系に配慮しつつ、親水利用を図るため除草
	河川管理道等	住宅地近接の管理道については、原則、防草
3 生態系の保全	河床・河道	生態系に配慮し、生物の活動や草の成長に合わせた必要最小限の除草

水際植生の役割

- ①水生生物の生息地、外敵(鳥など)からの保護
- ②流速抑制効果
- ③日射の抑制、水温調整機能
- ④CO2吸収など



水辺やホタルの生息などの生態系への影響のおそれがある場所は**除草(原則年1回)**

生態系への影響が少なく、住環境向上等に資する場所は**防草**



4. 管理水準を担保するための取組・対策

管理水準を担保するための手法 ➡ 除草＋防草＋河道内浚渫＋α(官民連携、新技術など) を効果的・効率的に組み合わせる

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
草の成長サイクル	出芽期	急成長・繁茂期					成長減速期(枯れ始め)			休眠期			出芽期
1 治水			1回目			臨時							
2 景観・利用			1回目				臨時						
3 生態系の保全				1回目									

※現在、検討中のものであり、実施回数や時期が決まっているものではありません。今後、様々な知見などにより変更することがあります。

優先項目	場所	対策
1 治水	河床・河道	可能な限り浚渫により対応
	法面・護岸	除草と防草を組み合わせ、可能な限り防草により対応
2 景観・利用	親水広場	生態系に配慮しつつ、親水利用を図るため除草
	河川管理道等	住宅地近接の管理道については、原則、防草
3 生態系の保全	河床・河道	生態系に配慮し、生物の活動や草の成長に合わせた必要最小限の除草

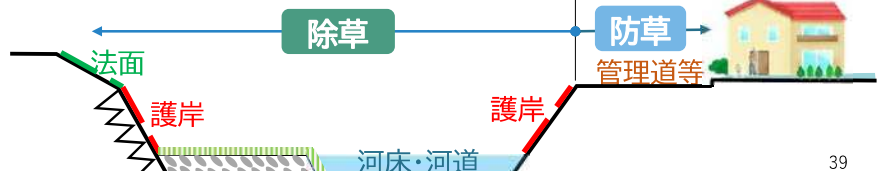
水際植生の役割

- ①水生生物の生息地、外敵(鳥など)からの保護
- ②流速抑制効果
- ③日射の抑制、水温調整機能
- ④CO2吸収など



水辺やホタルの生息などの生態系への影響のおそれがある場所は**除草(原則年1回)**

生態系への影響が少なく、住環境向上等に資する場所は**防草**



3. 管理水準の設定（4つの視点と対応方針）

変更前



1. 快適性の確保

園路脇や
子どもが遊ぶ広場など

対応：年間を通して
雑草の繁茂が
少ない状態を
保つ



2. 安全性の確保

繁茂した雑草により
死角が増え
防犯上のリスクが
増大する

対応：年間を通して
雑草の繁茂が
少ない状況を
保つ
(状況に応じて
臨時対応)



3. 良好な 景観の確保

公園の入口付近や
法面など

対応：年間を通して
雑草の繁茂が
少ない状態を
保つ



4. その他 (未利用箇所など)

大きな公園の
未利用箇所などで
雑草が繁茂しても支障が
生じない場所

対応：雑草対策は
実施しない
(生態系を優先)

今後、定期除草を行う箇所について、上記管理水準を基本とする。

現在、定期除草も実施している箇所については、快適性・安全性・良好な景観の確保などの必要性から除草を実施しているため、見直しを行う場合は、慎重に判断を行う必要がある。

45

3. 管理水準の設定（4つの視点と対応方針）

変更後



1. 快適性の確保

園路脇や
子どもが遊ぶ広場など

対応：年間を通して
雑草の繁茂が
少ない状態を
保つ



2. 安全性の確保

繁茂した雑草により
死角が増え
防犯上のリスクが
増大する

対応：年間を通して
雑草の繁茂が
少ない状況を
保つ
(状況に応じて
臨時対応)



3. 良好な 景観の確保

公園の入口付近や
法面など

対応：年間を通して
雑草の繁茂が
少ない状態を
保つ



4. その他 (未利用箇所など)

大きな公園の
未利用箇所などで
雑草が繁茂しても支障が
生じない場所

対応：雑草対策は
必要最小限とする
(生態系を優先)

今後、定期除草を行う箇所について、上記管理水準を基本とする。

現在、定期除草も実施している箇所については、快適性・安全性・良好な景観の確保などの必要性から除草を実施しているため、見直しを行う場合は、慎重に判断を行う必要がある。

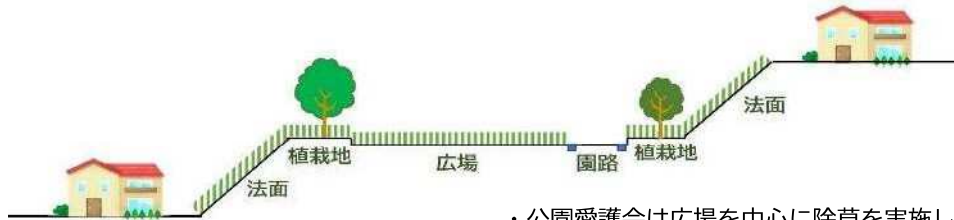
7

4. 管理水準を担保するための取組・対策

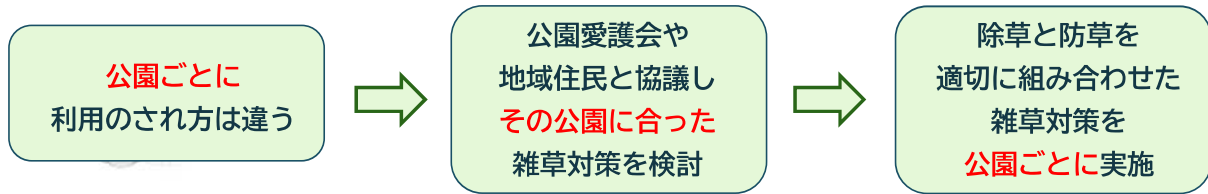
管理水準を担保するための手法 → 除草+防草+α(官民連携など) を効果的・効率的に組み合わせる

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
草の成長サイクル		発芽期	急成長・繁茂期			成長減速期(枯れ始め)			休眠期			発芽期
1 定期除草			1回目		2回目		3回目					
2 公園愛護会						月1回程度						
3 公園応援団						月1回程度						

※現在、検討中のものであり、実施回数や時期が決まっているものではありません。今後、様々な知見などにより変更することがあります。



- ・公園愛護会は広場を中心に除草を実施している
- ・防草は法面や園路脇などに実施する

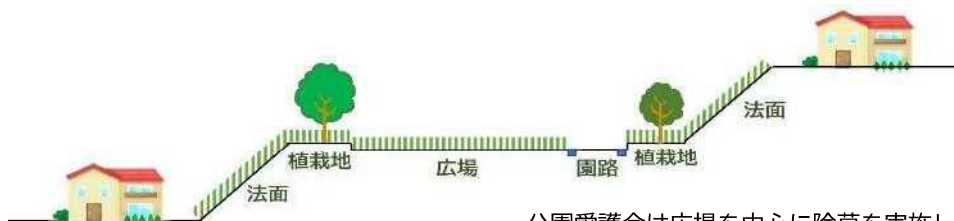


4. 管理水準を担保するための取組・対策

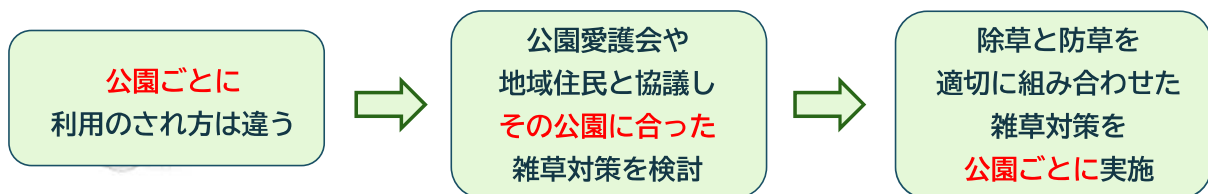
管理水準を担保するための手法 → 除草+防草+α(官民連携など) を効果的・効率的に組み合わせる

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
草の成長サイクル		出芽期	急成長・繁茂期			成長減速期(枯れ始め)			休眠期			出芽期
1 定期除草			1回目		2回目		3回目					
2 公園愛護会						月1回程度						
3 公園応援団						月1回程度						

※現在、検討中のものであり、実施回数や時期が決まっているものではありません。今後、様々な知見などにより変更することがあります。



- ・公園愛護会は広場を中心に除草を実施している
- ・防草は法面や園路脇などに実施する



II 雑草の情報 (1) 定義

【定義】 人が管理する場所において、その意に反して繁茂する草本類

考察 → 「除草剤の創製研究からみた雑草学と雑草管理」(2002萩本)には、雑草の定義について「人類の使用する土地に発生して人類に損害を与える植物」のほか、いくつか紹介されているが、一方で「日本の植物学の父」の呼ばれた牧野富太郎博士(1862-1957)は「雑草という植物は存在しない」という言葉を残している。

例えば、「チガヤ」は、道路や畑では代表的な雑草であるが、河川では、生物多様性損失防止の観点からも、在来種として法面の浸食防止や緑化のために用いられている。

そうしたことから、ここでは「都市インフラの機能と役割の阻害要因」となることを前提に、上記のように定義する。

II 雑草の情報 (1) 定義

【定義】 道路・河川・公園それぞれに求められる役割に反し、本来の機能や管理者の意図を損なう形で繁茂する草本類

考察 → 「除草剤の創製研究からみた雑草学と雑草管理」(2002萩本)には、雑草の定義について「人類の使用する土地に発生して人類に損害を与える植物」のほか、いくつか紹介されているが、一方で「日本の植物学の父」の呼ばれた牧野富太郎博士(1862-1957)は「雑草という植物は存在しない」という言葉を残している。

例えば、「チガヤ」は、道路では伸びすぎると視認性を阻害し安全を損なう代表的な雑草であるが、河川では法面の浸食防止や緑化、生物多様性の保全に寄与する有用な在来種として扱われる。このように、雑草とは植物の種によって決まるものでもなく、その場所で求められる役割(安全性や健全な環境維持など)に合っているか、という関係性によって決まるものである。

したがって、ここでは「都市インフラの機能と役割の阻害要因」となることを前提に、上記のように定義する。

II 雑草の情報 (3) 影響

21

✓ 車からの視認性を阻害

✓ まちの印象の悪化



考察 → 雑草は単なる景観的な問題ではなく、交通安全や治安維持にも波及する。

II 雑草の情報 (3) 影響

21

✓ 車からの視認性を阻害

✓ まちの印象の悪化



考察 → 雑草は単なる景観的な問題ではなく、交通安全や治安維持、**緑化植物の生育、衛生害虫など人の健康**にも波及する。